

鳥獣被害防止対策の推進について

令和 5 年 8 月
農政部技術普及課

1. 野生鳥獣による農作物被害金額等の推移

- 令和 3 年度における野生鳥獣による農業被害金額は 52.4 億円で、前年度に比べ 4.2 億円増加しているなど、未だ農作物被害は高い水準にある状況
- 農作物被害金額では、全体の 8 割がエゾシカによるものであり、国の交付金等を活用し捕獲活動や侵入防止柵の整備など総合的な対策を実施しているが、令和 3 年度は令和 2 年度に比べ 4.2 億円増加

(単位：億円)

| 区 分 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全 国 | 176.5 | 171.6 | 163.9 | 157.8 | 158.0 | 161.1 | 155.2 |
| 前年比 | 92.3% | 97.2% | 95.5% | 96.3% | 100.1% | 102.0% | 96.3% |
| 北海道 (A) | 46.3 | 44.5 | 45.7 | 45.8 | 44.0 | 48.2 | 52.4 |
| 前年比 | 95.3% | 96.1% | 102.7% | 100.2% | 96.1% | 109.5% | 108.7% |
| うちエゾシカ (B) | 40.3 | 38.5 | 39.2 | 38.0 | 37.3 | 40.2 | 44.4 |
| 構成比 (B/A) | 87.0% | 86.5% | 85.8% | 83.0% | 84.8% | 83.4% | 84.7% |

※農林水産省調べ

2. 鳥獣被害防止総合対策交付金の実施状況

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成 19 年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止特措法によって市町村が作成した「被害防止計画」に基づき、各地域の被害実態に応じて地域関係者が一体となった被害対策の取組やジビエ利用拡大に向けた取組を支援

・整備事業【事業実施主体：地域協議会、協議会構成員等】

侵入防止柵(再編整備を含む)、ジビエ処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備 など

・推進事業【事業実施主体：地域協議会、協議会の構成員である農林漁業関係団体等】

鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、ICT を活用したスマート捕獲、捕獲やジビエ処理加工施設の人材育成、ジビエ利用拡大に向けた地域の取組 など

・緊急捕獲活動支援事業【事業実施主体：地域協議会、市町村】

捕獲活動経費の直接支援【交付率：獣種や食肉利用の有無に応じた 1 頭当たりの上限単価以内で定額支援】

シカ成獣：食肉処理 9,000 円、焼却処分 8,000 円、左記以外 7,000 円

クマ成獣：8,000 円、その他獣類（アライグマ等）：1,000 円、鳥類：200 円

(単位：千円)

| 年度 | 整備事業(A) | | 推進事業(地域協議会)(B) | | 推進事業(道)(C) | | 緊急捕獲活動支援事業(D) | | 交付金額合計 (A+B+C+D) |
|------|---------|---------|----------------|---------|------------|--------|---------------|---------|---------------------|
| | 実施主体数 | 交付金額 | 実施主体数 | 交付金額 | 実施主体数 | 交付金額 | 実施主体数 | 交付金額 | |
| R1 | 8 | 108,768 | 105 | 134,680 | 1 | 18,309 | 138 | 511,351 | 773,108 |
| R2 | 12 | 216,948 | 111 | 116,341 | 1 | 14,804 | 139 | 592,908 | 941,001 |
| R3 | 16 | 110,751 | 124 | 171,406 | 1 | 17,396 | 142 | 729,588 | 1,029,141 |
| R4 | 21 | 171,482 | 115 | 155,319 | 1 | 62,853 | 141 | 736,004 | 1,125,658 |
| R4補正 | 20 | 347,676 | - | - | - | - | - | - | 347,676 |
| R4繰越 | 10 | 99,745 | - | - | - | - | - | - | 99,745 |
| R5計画 | 7 | 232,635 | 107 | 146,151 | 1 | 47,880 | 143 | 672,992 | 1,099,658 |

※R1～R4 は当初予算実績額、R4 繰越及び R5 計画は交付決定額

※R4 補正は R5 に繰越実施

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算額 9,603 (10,003) 百万円】
【令和4年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭【令和5年度まで】）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

鳥獣被害防止総合対策交付金

9,603 (10,003) 百万円

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



- ② 鳥類に対する総合的な対策の実施

地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



【ジビエ利用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入体制の全国展開【令和4年度補正予算】
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開
- ② 豚熱発生県における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援
- ③ ジビエを扱う飲食店等の拡大【令和4年度補正予算】
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施



① 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。

ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援

イ 鳥類に対する総合的な対策の支援

ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】 等

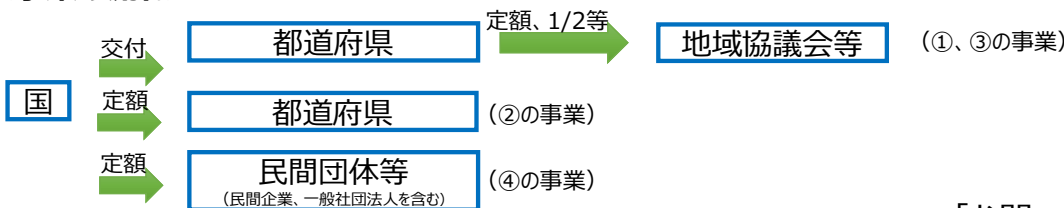
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。

ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援 等

- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。

- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
- ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
- イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

<事業の流れ>



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和6年度予算概算要求額 12,070 (9,603) 百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,053人〔令和4年度〕→43,800人〔令和7年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

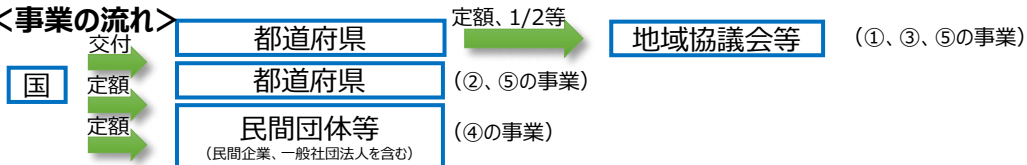
<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金

12,070 (9,603) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置等を支援します。
ア **鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保**
イ **広域柵の整備再編計画の策定支援、侵入防止柵の再編整備支援の強化** 等
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保**等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、**ジビエ利用の更なる拡大に向けた情報発信や皮革利用促進の取組**等を支援します。
- ⑤ **シカ特別対策**
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

① **シカの個体数減少に向けた取組**
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する取組を支援



② **効率的な柵の設置に向けた支援**
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化



③ **鳥獣対策に係る総合的な人材育成、確保**
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材を育成、確保

【ジビエ利用拡大に向けた取組】

① **広域搬入の推進**
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた、支援を実施



② **ジビエの情報発信強化、皮革利用の推進**
ジビエ利用の更なる拡大に向けた展示物等の制作、催事への出展等を通じた情報発信の強化や皮革利用の推進



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)